

市會事務局前廊下ニ於テ森予兼委員長ト會見 代表ヨリ
 嘆願書ノ手交シタル上斎藤助役ト會見顯未ヲ述ヘ市會ニ
 於テ又救済方ヲ努力セラシ度ト嘆願シ僅カニ五分間ニシテ
 會見ノ了ス

三將米、見透

本問題ニ對スル組合幹部ノ意向ヲ綜合スルニ土木局及保健局干
 係八年度予算削減ハ電氣局ノ予算削減ニ比シ僅少ナルヲ以テ
 或ル程度迄ハ止ムヲ得サルベシトノ意向ヲ有シ居ルヲ以テ、
 来ルニ二十三日當局ノ回答如何ニ不爲特ニ悪化ノ虞ナシト認ム
 右及申(通)報便也

雙續書

- 吾カ東京市後業員組合は本市各局後業員ノ切實且多量ニ代表して左記各項
 又嘆願書ヲ作成せる御回答上願便也
- (一)昭和八年度予算削減少ニより給料引下首切を行はざる事
 - (二)昭和八年度も電氣局並ニ應募金と施行を永とし
 - (三)昭和八年度に於テ昇給の停止應募手当の削減を行はざる事
 - (四)昇給引下首切は行はざる事 已を得ざる勢動は所要公休を支給さ
 永とし
 - (五)公約により除隊者日即時復私せしめられし
 - (六)公約に永在る旧口より運転夫を復私せしめられし
 - (七)僱負の新採用に際しては親付人夫と優待採用を永とし
 - (八)勤続年限の全部通案を實施を永とし
 - (九)十日以内の私傷病に對しては日給全額を支給を永とし
 - (十)親付人夫の首切を今後行はざる様言明を永とし
 - (十一)親付人夫の解雇手当特休賜服の支給制を作られし
 - (十二)親付人夫に必要金を實施を永とし

昭和八年三月十三日

東京市後業員組合

東京市長代理
 斎藤守國 殿